

令和 6 年 12 月定例会

西桂町議会会議録

西桂町議会

令和 6 年 12 月定例会総括

招集年月日	令和 6 年 12 月 13 日
場 所	西桂町役場
会 期	令和 6 年 12 月 13 日から令和 6 年 12 月 20 日まで 8 日間
開 催 日	令和 6 年 12 月 13 日(金)、20 日(金)
応 招 議 員	1 番 渡辺佳菜 2 番 奥脇友賢 3 番 安留重雄 4 番 菅谷 順 5 番 武藤英一 6 番 藤江雅江 7 番 梅原和男 8 番 酒井基和 9 番 藤江雅江
不応招議員	なし
町長提出案件	承認第 5 号 専決処分事項の報告について（令和 6 年度西桂町一般会計補正予算（第 3 号）） 議案第 62 号 西桂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 議案第 63 号 西桂町職員給与条例の一部改正について 議案第 64 号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について 議案第 65 号 令和 6 年度西桂町一般会計補正予算（第 4 号） 議案第 66 号 令和 6 年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 議案第 67 号 令和 6 年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 68 号 令和 6 年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） 議案第 69 号 令和 6 年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号） 議案第 70 号 令和 6 年度西桂町下水道事業会計補正予算（第 2 号） 議案第 71 号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について 議案第 72 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
議員提出案件	発議第 5 号 西桂町議会委員会条例の一部改正について
その他案件	一般質問(渡辺（正）議員) 議員派遣について 閉会中の委員会継続調査の申し出について(総務常任委員会、建設文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集常任委員会)

令和6年12月13日(初日)本会議

出席議員	1 番 渡辺佳菜 2 番 奥脇友賢 3 番 安留重雄 4 番 菅谷 順 5 番 武藤英一 6 番 藤江雅江 7 番 梅原和男 8 番 酒井基和 9 番 藤江雅江
欠席議員	なし
会議時刻	開会宣告 午前 10 時 02 分 閉会宣告 午後 10 時 09 分
会議出席者	地方自治法第 121 条による者の職・氏名 町長 堀内達也 教育長 川村達彦 総務課長 佐藤誠一 税務住民課長 小山拓磨 福祉保健課長 小川 健 子育て支援課長 権守貞則 建設産業課長 前田隆一 教育次長 川村吉広
職務出席者	議会事務局 新田剛久
議事日程	下記のとおり
日程第 1	仮議席の指定について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	選挙第 1 号 議長選挙について
議事の経過	次のとおり

議会事務局長 新田剛久

定刻になりました。関係者が全員お揃いです。ただ今から議会を開催いたします。最初に皆さんで挨拶を交わしたいと存じます。

(互 礼)

事務局の新田でございます。本日の令和6年12月西桂町議会定例会は一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ご紹介いたします。本日の本会議出席議員の中で、年長の議員は藤江雅江議員でございます。藤江議員におかれましては、議長席までご登壇をお願いいたします。

(午前 10 時 02 分)

臨時議長 藤江雅江

ただいま事務局より紹介されました藤江雅江でございます。地方自治法 107 条の規定により臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方のご理解・ご協力を賜りまして、この議会がスムーズに運営できますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

ただ今の出席議員は全員でございます。定足数に達しておりますので、令和 6 年 12 月西桂町議会定例会を開催いたします。

報告事項を申し上げます。

まず、地方自治法第 121 条の規定により、本日の会議に町長はじめ執行部の出席を求めていますので御了承ください。

次に本日の日程ですが、議事日程表のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第 1 仮議席の指定についてを議題に供します。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名についてを議題に供します。

会議録署名議員は西桂町議会会議規則第 120 条の規定により、臨時議長において 1 番議員 渡辺佳菜君、2 番議員 奥脇友賢君を指名いたします。

日程第 3 選挙第 1 号 議長選挙についてを議題に供します。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、8 番議員 酒井基和君において指名することにいたしたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、8 番議員 酒井基和君において指名することに決定いたしました。8 番議員 酒井基和君、登壇の上、議長の指名をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

8 番議員 酒井基和君。

議員 酒井基和

今回の議長改選にあたりまして、一言、推選の言葉を申し上げます。私は議長に藤江雅江議員を推選いたします。

藤江議員は、皆様ご承知のように責任感に燃え、高潔な人格と見識は高く評価するものがあります。信頼とその徳望は衆人の認めるところであり、平成 22 年から 12 年間にわたり西桂町男女共同参画推進委員会の委員または委員長として、男女共同参画社会・ジェンダー平等等の実現のために大変努力されました。また地域においても、長年に渡り各種ボランティア活動を通じて地域の発展、また活性化のために貢献されております。

今後は、町勢発展と民主的かつ公平な議会運営のリーダーシップを発揮されるものと思います。

議長という職は法律上与えられた職務権限、その権威というものは一般議員に比較できない程強力であります。それだけに、その権限を行使するにあたっては中立的な立場を堅持して、公正無比にて判断する思慮が必要ではなかろうかと思えます。

議員諸兄の深いご理解とご協力を賜りまして、是非とも藤江雅江議員を議長にご推選願えますよう切に心からお願い申し上げる次第でございます。

以上で、推選の言葉といたします。ありがとうございました。

臨時議長 藤江雅江

お諮りいたします。ただ今指名のありました私 9 番議員 藤江雅江を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、私 9 番議員 藤江雅江が議長に当選されました。西桂町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知をいたします。

謹んでお受けさせていただきます。議長受諾に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

同僚議員であります酒井基和議員より、心温まる推薦のお言葉をいただき、また議員の皆様への議長へのご推挙をいただきまして身にあまる光栄でございます。心からお礼を申し上げます。

私はもとより微力ではございますが、皆様方のお力添えをいただきながら、西桂町町勢発展のため、公平公正、民主的な議会運営推進のために全力を傾ける所存でございます。

議員各位におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻をお願い申し上げるところでございます。ありがとうございました。

以上で、私の臨時議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。本会議は暫時休憩といたします。

（午前 10 時 10 分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

臨時議長 藤 江 雅 江

署名議員 渡 辺 佳 菜

署名議員 奥 脇 友 賢

令和6年12月13日(初日)本会議

出席議員	1 番 渡辺佳菜 2 番 奥脇友賢 3 番 安留重雄 4 番 菅谷 順 5 番 武藤英一 6 番 藤江雅江 7 番 梅原和男 8 番 酒井基和 9 番 藤江雅江
欠席議員	なし
会議時刻	開会宣告 午前 10 時 12 分 閉会宣告午前 11 時 07 分
会議出席者	地方自治法第 121 条による者の職・氏名 町長 堀内達也 総務課長 佐藤誠一 税務住民課長 小山拓磨 福祉保健課長 小川 健 子育て支援課長 権守貞則 建設産業課長 前田隆一 教育次長 川村吉広
職務出席者	議会事務局 新田剛久
議事日程	下記のとおり
日程第 1	議席の指定について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	選挙第 2 号 副議長選挙について
日程第 5	選挙第 3 号 議会運営委員会委員の選任について
日程第 6	発議第 5 号 西桂町議会委員会条例の一部改正について
日程第 7	選挙第 4 号 常任委員会委員の選任について
日程第 8	選挙第 5 号 西桂町消防委員会委員の選挙について
日程第 9	選挙第 6 号 富士五湖広域行政事務組合議会議員の選挙について
日程第 10	選挙第 7 号 富士・東部広域環境事務組合議員の選挙について
日程第 11	選挙第 8 号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第 12	同意第 4 号 西桂町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて
日程第 13	同意第 5 号 西桂町監査委員選任につき同意を求めるについて
日程第 14	同意第 6 号 西桂町監査委員選任につき同意を求めるについて
日程第 15	承認第 5 号 専決処分事項の報告について(令和 6 年度西桂町一般会計補正予算(第 3 号)) (町長提出)
日程第 16	議案第 62 号 西桂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について (町長提出)
日程第 17	議案第 63 号 西桂町職員給与条例の一部改正について (町長提出)
日程第 18	議案第 64 号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について (町長提出)
日程第 19	議案第 65 号 令和 6 年度西桂町一般会計補正予算(第 4 号) (町長提出)
日程第 20	議案第 66 号 令和 6 年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

	(町長提出)
日程第 21	議案第 67 号 令和 6 年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
	(町長提出)
日程第 22	議案第 68 号 令和 6 年度西桂町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
	(町長提出)
日程第 23	議案第 69 号 令和 6 年度西桂町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)
	(町長提出)
日程第 24	議案第 70 号 令和 6 年度西桂町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
	(町長提出)
議事の経過	次のとおり

(午前 10 時 12 分)

(互 礼)

議長 藤江雅江

本会議を再開いたします。

議長就任のあいさつをお許しいただきまして、一言、
就任のごあいさつを申し上げます。

ただいま栄誉ある西桂町議会第49代の議長に御選任を賜り心から感謝を申し上げます。
私自身、限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第
でございます。私は議員各位のご理解とご支援を得ることを念頭において、円滑なる議会
運営と議会のさらなる活性化に努めてまいる所存でございます。我が国の地方自治の本旨
は、議会と執行部は共に切磋琢磨して、社会福祉をはじめとした町民生活の向上に努めて
いくという、いわゆる二元代表制にあると考えております。

従いまして、西桂町議会におきましても、町長としっかりとした議論を重ね、町民のた
めの施策を実践していくことが、明日の地方自治発展に繋がるものと確信をしております。

本町におきましては依然として厳しい財政状況ではございますが、活力と魅力にあふ
れ、安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが町民の皆様の一致した願いであると
の認識に立ち、その負託に応えるべく皆様とともに頑張る所存でございます。

どうぞ今後とも議員の皆様方の温かい御支援、並びに御指導、御鞭撻を賜りますよう
心からお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、先程酒井議員より議員発議が提出されましたので、議事日程に加えました。

事務局による文書配布のため、本会議は暫時休憩いたします。

(休憩：午前10時14分)

(再開：午前10時15分)

本会議を再開いたします。

日程第1 議席の指定についてを議題に供します。

議席は、西桂町議会会議規則第4条第1項の規定によって、議長が指名いたします。お手元に配布しました議員諸君の氏名と議席番号のとおり指名いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名についてを議題に供します。

会議録署名議員は、西桂町議会会議規則第120条の規定により、議長において1番議員 渡辺佳菜君、2番議員 奥脇友賢君を指名いたします。

日程第3 会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。会期は本日より12月20日までの8日間といたしたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は12月13日より12月20日までの8日間と決定をいたしました。

日程第4 選挙第2号 副議長選挙についてを議題に供します。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、6番議員 渡辺正芳君において指名することにいたしたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、6番議員 渡辺正芳君において指名することに決しました。6番議員 渡辺正芳君、登壇の上、副議長の指名をお願いいたします。

(「議長」との声あり)

6 番議員 渡辺正芳君。

議員 渡辺正芳

私はこの度の副議長選挙に伴い、安留重雄議員を推薦いたします。

副議長というのは藤江議長の補佐役として、多くは陰になり議長を支え、議会内を円滑にまとめ上げなければならないと思います。

金融機関在職中に、出向で行政経験もあると聞いております。議長からしても非常に頼れるところであります。

以上の点からみても、人格・識見・高潔な安留重雄議員を副議長に推薦したいと思いますので、どうかよろしく願い申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、推薦の言葉に代えさせていただきます。

議長 藤江雅江

お諮りいたします。ただいま指名のありました 3 番議員 安留重雄君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、3 番議員 安留重雄君が副議長に当選されました。

西桂町議会会議規則第33条第 2 項の規定による告知をいたします。

3 番議員 安留重雄君、登壇の上、当選の受諾をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

3 番議員 安留重雄君。

副議長 安留重雄

副議長の就任、謹んでお受けいたします。6 番議員 渡辺正芳議員の心温まる推薦の言葉をいただき、身に余る光栄と心から感謝申し上げますとともに、また、その責務を使命の重さを深く痛感しております。

ここにご推挙をいただきましたからには、藤江議長を補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいり所存でございます。

なにとぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

議長 藤江雅江

ただいま、安留議員が当選の受諾をしました。従いまして、3 番議員 安留重雄君が西桂町議会副議長に就任されました。

次に、日程第 5 選挙第 3 号 議会運営委員会委員の選任についてを議題に供します。

西桂町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議会運営委員の指名を行います。お手元に配布しました名簿のとおり指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。このように議会運営委員の委員を選任することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。

次に、日程第 6 発議第 5 号 西桂町議会委員会条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者であります 8 番議員 酒井基和議員より、提案理由の説明を求めます。

（「議長」との声あり）

8 番議員 酒井基和君。

議員 酒井基和

日程第 6 発議第 5 号 西桂町議会委員会条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

提案の理由ですが、私たち議員たちは、西桂町の具体的な政策の最終決定や行財政運営に対する監視を達成できるように議会の一員として懸命に努力しております。

一方で、西桂町を取り巻く社会情勢も日々変化をしており、本年 9 月定例会におきまして、議員定数を 1 名削減し定数を 9 名といたしました。

このようなことから、総務常任委員会及び建設文教常任委員会におきましても、議員定数に合わせて、委員定数を 9 名にするため、提案することに至ったものであります。

今後も住民の代表として、今まで以上に住民に信頼され期待に応えられる議会づくりを念頭に置き努力する所存であります。

以上で、提案の説明を終わります。

議長 藤江雅江

以上で、提案理由の説明が終了いたしました。

これより、日程第 6 発議第 5 号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

日程第 6 発議第 5 号の討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。これより日程第 6 発議第 5 号を採決いたします。本件を 8 番議員 酒井基和議員の提案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、日程第 6 発議第 5 号は、8 番議員 酒井基和議員の提案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 選挙第 4 号 常任委員会委員の選任についてを議題に供します。

西桂町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、常任委員の指名を行います。お手元に配布しました名簿のとおり指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。このように常任委員会の委員を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

日程第 8 選挙第 5 号 西桂町消防委員会委員の選挙についてを議題に供します。

西桂町消防委員会条例第 5 条の規定により、消防委員 2 名の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することに行いたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

私は、西桂町消防委員会委員に 3 番議員 安留重雄君、及び 6 番議員 渡辺正芳君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました 3 番議員 安留重雄君、及び 6 番議員 渡辺正芳君を消防委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3 番議員 安留重雄君、及び 6 番議員 渡辺正芳君が、消防委員会委員に当選されました。

西桂町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知をいたします。

まず、3 番議員 安留重雄君、起立の上、当選の受諾をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

3 番議員 安留重雄君。

議員 安留重雄

この度、消防委員という重責を負うことになりましたが、皆様の協力を得まして努めさせていただきます。謹んでお受けいたします。

議長 藤江雅江

続きまして、6番議員 渡辺正芳君、起立の上、当選の受諾をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

6番議員 渡辺正芳君。

議員 渡辺正芳

ご指名いただきありがとうございます。消防は地域住民の生命・財産を守る重要な責務でございます。皆様の賛同をいただき、消防経験を十分に生かして委員の責務を努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。謹んでお受けいたします。

議長 藤江雅江

安留議員、及び渡辺議員が当選の受諾をいたしました。したがって、3番議員 安留重雄君、及び6番議員 渡辺正芳君が、西桂町消防委員会委員に選出されました。

日程第9 選挙第6号 富士五湖広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題に供します。

富士五湖広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により、当該議会議員2名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することになりました。

私は富士五湖広域行政事務組合議会議員に6番議員 渡辺正芳君、及び8番議員 酒井基和君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました6番議員 渡辺正芳君、及び8番議員 酒井基和君を富士五湖広域行政事務組合の議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6番議員 渡辺正芳君、及び8番議員 酒井基和君が、富士五湖広域行政事務組合議会議員に当選されました。

西桂町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

まず、6番議員 渡辺正芳君、起立の上、当選の受諾をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

6 番議員 渡辺正芳君。

議員 渡辺正芳

ただ今、藤江議長より身に余る指名推選の言葉をいただき、富士五湖広域行政事務組合議会議員を慎んでお受けいたします。

広域行政事務組合は1市2町4カ村で形成された重要な広域行政でありますので、両名共々力を合わせ、広域のためにがんばりますので、よろしくお願いをいたします。謹んでお受けいたします。

議長 藤江雅江

続いて、8 番議員 酒井基和君、起立の上、当選の受諾をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

8 番議員 酒井基和君。

議員 酒井基和

指名推選を受けまして、身にあまる重責だと痛感しております。渡辺正芳議員と力を合わせて、一生懸命やって行く所存であります。謹んでお受けいたします。

議長 藤江雅江

渡辺議員、及び酒井議員が当選の受諾をいたしました。したがいまして、6 番議員 渡辺正芳君、8 番議員 酒井基和君が、富士五湖広域行政事務組合の議会議員に選出されました。

日程第 10 選挙第 7 号 富士・東部広域環境事務組合議員の選挙についてを議題に供します。

富士・東部広域環境事務組合同規約第 5 条の規定により、2 名の組合議会の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。

私は富士・東部広域環境事務組合議会の議員に 4 番議員 菅谷 順君、及び 7 番議員 梅原和男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました 4 番議員 菅谷 順君、及び 7 番議員 梅原和男君を、富士・東部広域環境事務組合議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、4 番議員 菅谷 順君、及び 7 番議員 梅原和男君が、富士・東部広域環境事務組合議員に当選されました。

西桂町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知をいたします。

まず、4 番議員 菅谷 順君、起立の上、当選の受諾をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

4 番議員 菅谷 順君。

議員 菅谷 順

この度、富士・東部広域環境事務組合議員という重責を負うことになりました。

富士・東部地域の 4 市 2 町 6 村で構成された広域環境事務組合議会議員として、梅原議員と力を合わせて、一生懸命やって行くつもりであります。謹んでお受けいたします。

議長 藤江雅江

続いて、7 番議員 梅原和男君、起立の上、当選の受諾をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

7 番議員 梅原和男君。

議員 梅原和男

指名推選を受けまして、身にあまる重責だと痛感しております。謹んでお受けいたします。

議長 藤江雅江

菅谷議員、及び梅原議員が当選の受諾をいたしました。したがいまして、4 番議員 菅谷順君、及び 7 番議員 梅原和男君が、富士・東部広域環境事務組合議会の議員に選出されました。

日程第 11 選挙第 8 号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題に供します。

広域連合規約第 8 条第 1 項の規定により、当該議会議員 1 名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

私は山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に 3 番議員 安留重雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました3番議員 安留重雄君を、山梨県後期高齢者医療広域連合の議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3番議員 安留重雄が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

西桂町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

3番議員 安留重雄君、起立の上、当選の受諾をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

3番議員 安留重雄君。

副議長 安留重雄

指名推選を受けまして、身にあまる重責だと痛感しております。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員として一生懸命やって行くつもりであります。謹んでお受けいたします。

議長 藤江雅江

安留議員が当選の受諾をいたしました。したがいまして、3番議員 安留重雄が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員に選出されました。

次に、西桂町議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選を行なうよう指示いたします。

各委員会の互選をいたしますので、本会議は暫時休憩といたします。

（休憩：午前10時39分）

（再開：午前10時40分）

定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

ご報告いたします。

委員会の正副委員長の互選については、

総務常任委員会は、委員長 渡辺正芳君、副委員長 梅原和男君。

建設文教常任委員会は、委員長 菅谷 順君、副委員長 武藤英一君。

議会広報編集委員会は、委員長 奥脇友賢君、副委員長 渡辺佳菜君。

議会運営委員会は、委員長 酒井基和君、副委員長 渡辺佳菜君との報告がございましたのでお伝えいたします。

日程第12 同意第4号 西桂町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて、及び日程第13 同意第5号 西桂町監査委員選任につき同意を求めるについての2件を

一括して議題に供します。

町長より、上程議案全てに対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」との声あり）

堀内町長。

町長 堀内達也

日程第12 同意第4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについての提案理由を申し上げます。

教育委員会教育長の任命に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に主な規定があり任期は3年であり、補欠の教育長の任期は前任者の残任期間となります。

西桂町教育委員会教育長今泉守夫氏が令和6年11月24日をもって辞職し、後任の教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項により議会の同意を求める必要がある。これが本案を提案する理由である。

日程第13 同意第5号 西桂町監査委員選任につき同意を求めるにつきまして提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方自治法第195条において設置と定数が定められており、同法第196条第1項の規定により、学識経験を有する者1名議員の中から1名を選任することとなっております。

また、同法第197条において識見を有する委員の任期は4年と定められております。西桂町監査委員荒井義光氏が本年11月29日をもって辞任し後任の委員を選任するため、議会の同意をお願いするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議のうえご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長 藤江雅江

以上で、提案理由の説明が終了いたしました。

これより、日程第12 同意第4号、日程第13 同意第5号の2件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより案件ごとに討論・採決を行います。

最初に、日程第12 同意第4号 西桂町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについてに対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第12 同意第4号を採決いたします。本件を原案のとおり同意すること

にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12 同意第4号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第13 同意第5号 西桂町監査委員選任につき同意を求めるについてに対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第13 同意第5号を採決いたします。本件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13 同意第5号は原案のとおり同意されました。

日程第14 同意第6号 西桂町監査委員選任につき同意を求めるについてを議題に供します。

地方自治法第117条の規定により、2番議員 奥脇友賢君の退席を求めます。

（奥脇友賢議員退席）

町長より提案理由の説明を求めます。

（「議長」との声あり）

堀内町長。

町長 堀内達也

日程第14 同意第6号 西桂町監査委員選任につき同意を求めるにつきまして提案理由を申し上げます。

監査委員の定数は、地方自治法第195条並びに西桂町監査委員条例に基づき2名と定められております。内訳は、同法196条第1項により、学識経験を有する者1名と議員の中から1名を選任することとなっておりますが、奥脇友賢議員を監査委員に選任いたしたいので町議会の同意をいただきたくお願い申し上げます。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長 藤江雅江

これより本件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本件に対する討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決を行ないます。日程第14 同意第6号についてを原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり同意されました。

2番議員 奥脇友賢君の議場への入場を許可いたします。

（奥脇友賢議員入場）

2番議員 奥脇友賢君に報告いたします。本件は原案のとおり同意されました。

日程第15 承認第5号 専決処分事項の報告について（令和6年度西桂町一般会計補正予算（第3号））から、日程第24 議案第70号 令和6年度西桂町下水道事業会計補正予算（第2号）までの10件を一括して議題に供します。

町長より上程議案すべてに対する提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明に併せて、所信表明を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

（「議長」との声あり）

堀内町長。

町長 堀内達也

本日、令和6年12月西桂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ご出席誠にありがとうございます。

まず初めに、これまで町の発展のために尽力されてきた前町長や議員の皆様方に深く敬意を表します。

また、議員各位におかれましては、この度の西桂町議会議員選挙におきまして、ご当選されましたことに心からお祝い申し上げますとともに、町民の付託と信頼に応え、町政の発展、住民福祉の向上に限りないご活躍をご期待申し上げます。

私事ではございますが、町長選挙におきまして、各方面からの力強いご支援と多くの皆様からのご支持をいただき、第46代町長として西桂町政を担うこととなりました。

町長に就任するにあたり、町民の皆様の期待に応えるべく全力を尽くす所存です。私たちの町は、豊かな自然と温かい人々に恵まれた素晴らしい場所です。この素晴らしい環境を次世代に引き継ぐために持続可能な発展を目指し、地域の活性化に取り組んでまいります。

また、議会の皆様と連携し、西桂町のより良い発展のため、皆様のご意見やご提案を大切にし、透明性のある行政運営を心がけて、共に町の未来を築いていくことができればと考えておりますので、議員各位のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例町議会は、私が町長に就任して最初の議会であります。

この機会に、私の所信の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

私の選挙公約につきましては、最重点課題に掲げる『財政の健全化』に加え、『住みたい町、西桂』にするために、『子育て世帯を全力で応援する町』、『暮らしに寄り添う町』、『住民が楽しむ町』の3つのビジョンを掲げてまいりました。

まず、最重点課題であります『財政健全化』の実現のため、持続可能な財政運営を実施するため徹底した事業評価を行い、優先度の低い事業を見直して効率的な予算配分を図ります。公共施設の管理・運営には民間資本を積極的に活用し、財政負担を抑制しながら質の高いサービスを提供します。また、空き家対策や移住促進策を進め、人口増加による税収拡大と地域活性化を目指します。また、ふるさと納税やクラウドファンディングによる財源増加のための制度を積極的に活用してまいります。

また、町の財政状況や課題を住民にわかりやすく説明し、住民から提案されたアイデアを予算に反映することで、住民ニーズに応じた効果的な事業を実施します。この取り組みを通じて地域住民との信頼関係を強化し、より透明性の高い財政運営を実現します。

また、IT技術を活用して行政業務の効率化を図り、財政分析にはAIやデジタルツールを導入することで、予算編成や事業評価の精度を向上させます。これらの取り組みにより、限られた財源を最大限に活用し、将来を見据えた健全で柔軟な財政運営を進めてまいります。

旧庁舎につきましては、新庁舎周辺の景観形成及び災害発生時のリスク排除のため、早期に解体に向けての検討を進めてまいります。解体費用の捻出が課題であり、ふるさと納税やクラウドファンディング等による財源確保に向けて取り組むなど、議会にも相談しながら進めてまいります。

次に、『住みたい町、西桂』にするための3つのビジョンについて順次ご説明申し上げます。

1つ目のビジョンは『子育て世帯を全力で応援する町』であります。

主な内容は「子どもの長期休暇中の給食提供の推進」、「保育料の完全無料化と完全給食提供の推進」及び「学校プールの修繕工事实施」の3点であります。

まず、「子どもの長期休暇の給食提供の推進」についてです。子どもの長期休暇の際の昼食づくりが特に共働き家庭やひとり親家庭などの大きな負担となっている現状から、当該施策を公約の重点課題といたしました。対象となる子どもの範囲や世帯の範囲、給食の提供方法等の課題もございますので、関係者の皆様と幅広く協議検討の上、実施に向けて推進したいと考えております。

次に「保育料の完全無料化と完全給食の提供の推進」についてです。現在、0歳児から2歳児までの園児につきましては、保護者から保育料を負担していただいております。

また、現状では給食時の副食（おかず等）については提供していますが、主食（ごはん）は、各家庭でご用意していただいております。これら0歳児から2歳児までの園児の

保育料と給食時の主食のいずれにも保護者の負担を廃止し、保育所園児全員に係る保育料の無料化と完全給食の提供を目指してまいります。

次に「学校プールの修繕工事实施」についてです。令和3年3月に策定された第6次長期総合計画には「校庭や体育施設の計画的な整備と補修に努め、使いやすく安全性の高い施設管理に努めます」とあります。教職員の負担軽減を図る中にあって「明るくたくましい 西桂っ子」の健全育成のため学校関係者とも相談しながら、老朽化し使用不能となっている小学校プールの修繕の実施に向けて検討してまいります。

以上の3事業につきましては未来ある子どもへの投資であり、物価高の中で増大する保護者の負担を軽減するための事業でもありますので、財政厳しい中でも推進してまいりたいと考えております。

2つ目のビジョンは『暮らしに寄り添う町』であります。主な内容は一人暮らし高齢者の健康と正しい食生活維持のための「配食サービス」、高齢者の方等の交通弱者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための「移動支援の拡充」の2点であり、その他「町内各公園の整備」、「新婚手当支給の推進」、「空き家の改築や新築のための補助金導入」、「出産費用の無償化」などを推進して行く所存であります。

3つ目のビジョンは『住民が楽しむ町』であります。主な内容は「季節ごとのお祭りの復活」、「夕市の復活」、「地産地消の推進」の3点であります。

いずれの事業についても町民同士の支えあい増進や町民と町外からの来訪者とのふれあい増進に資する事業であり、町民の皆様とともに考え取り組んでまいります

以上が選挙公約として掲げた最重点課題と3つのビジョンです。町の目指すべき将来像である「豊かな自然 輝く未来を紡ぐ 水のまち にしかつら」実現のため、職員一同、一致団結し臨んでまいりますので、議員各位、町民皆様のさらなるご支援をお願い申し上げます。

続きまして、今定例議会に提案いたしました議案の提案理由の説明を申し上げます。

日程第15 承認第5号 専決処分事項の報告について（令和6年度西桂町一般会計補正予算（第3号））につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ463万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億5960万4千円としたものであります。

日程第16 議案第62号 西桂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定につきましては、県下市町村と規定内容を統一させるため、西桂町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例と西桂町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例を統合する必要があると、所要の改正を行うものであります。

日程第17 議案第63号 西桂町職員給与条例の一部改正につきましては、人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告に伴う職員給与の改定との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

日程第18 議案第64号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定につきましては、各

地区集会場の管理運営に関しまして前年に引き続き各区長を指定管理者として指定を行い、管理運営の詳細について協定を結ぶものであります。指定の期間については区の役員の任期に合わせるものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

日程第19 議案第65号 令和6年度西桂町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7961万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億3921万8千円とするものであります。

日程第20 議案第66号 令和6年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ396万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を405,763千円とするものであります。

日程第21 議案第67号 令和6年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億329万1千円とするものであります。

日程第22 議案第68号 令和6年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ790万7千円を追加し、4億5441万1千円とするものであります。

日程第23 議案第69号 令和6年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出の補正予定額として簡易水道事業収益を37万5千円減額し、簡易水道事業費用を112万9千円減額するものであります。

日程第24 議案第70号 令和6年度西桂町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出の補正予定額として下水道事業収益を108万8千円増額し、下水道事業費用を同じく108万8千円増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、別途ご説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

議長 藤江雅江

以上で、所信表明と提案理由の説明が終了いたしました。

これより日程第15 承認第5号 専決処分事項の報告について（令和6年度西桂町一般会計補正予算（第3号））から、日程第24 議案第70号 令和6年度西桂町下水道事業会計補正予算（第2号）までの10件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

続いて、委員会付託についてお諮りいたします。

ただ今議題となっております、日程第15から日程第24までの10件については、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり総務委員会及び建設文教委員会に付託することにいたしたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって日程第15から日程第24までの10件については、議案付託表のとおり、総務常任委員会及び建設文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、休会についてお諮りいたします。

議案審査の都合により12月14日から12月19日までの6日間を、休会といたしたいと思いますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、12月14日から12月19日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

なお、地方自治法第129条第1項の規定により、本日開催の本会議での議員各位の発言の中に、法または会議規則に違反する内容があった場合には、会議録には記載しない事をあらかじめ申し上げておきます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れ様でした。

（互 礼）

（午前 11 時 07 分）

令和 6 年 12 月 20 日（最終日）本会議

出席議員	1 番 渡辺佳菜 2 番 奥脇友賢 3 番 安留重雄 4 番 菅谷 順 5 番 武藤英一 6 番 藤江雅江 7 番 梅原和男 8 番 酒井基和 9 番 藤江雅江
欠席議員	なし
会議時刻	開会宣告 午前 9 時 46 分 閉会宣告 午前 11 時 01 分
会議出席者	地方自治法第 121 条による者の職・氏名 町長 堀内達也 教育長 川村達彦 総務課長 佐藤誠一 税務住民課長 小山拓磨 福祉保健課長 小川 健 子育て支援課長 権守貞則 建設産業課長 前田隆一 教育次長 川村吉広
職務出席者	議会事務局 新田剛久
議事日程	
日程第 1	議案第 71 号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について（町長提出）
日程第 2	議案第 72 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産 処分について（町長提出）
日程第 3	承認第 5 号 専決処分事項の報告について（令和 6 年度西桂町一般会計補正予 算（第 3 号））（総務委員長報告）
日程第 4	議案第 62 号 西桂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について（総務委員長報告）
日程第 5	議案第 63 号 西桂町職員給与条例の一部改正について（総務委員長報告）
日程第 6	議案第 64 号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について（総務委員長 報告）
日程第 7	議案第 65 号 令和 6 年度西桂町一般会計補正予算（第 4 号）（総務委員長報告）
日程第 8	議案第 66 号 令和 6 年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） （総務委員長報告）
日程第 9	議案第 67 号 令和 6 年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） （総務委員長報告）
日程第 10	議案第 68 号 令和 6 年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） （総務委員長報告）
日程第 11	議案第 69 号 令和 6 年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号） （建設文教委員長報告）
日程第 12	議案第 70 号 令和 6 年度西桂町下水道事業会計補正予算（第 2 号） （建設文教委員長報告）
日程第 13	一般質問（渡辺正芳議員）

日程第 14	議員派遣について
日程第 15	閉会中の委員会継続調査の申し出について（総務委員会、建設文教委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会）

（午前 9 時 46 分）

（互 礼）

議長 藤江雅江

ただ今の出席議員は、全員でございます。定足数に達しておりますので、西桂町議会令和 6 年 12 月定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず地方自治法第 121 条の規定により、本日の会議に、町長はじめ執行部の出席を求めていますのでご了承下さい。

報告事項を申し上げます。

本日の日程についてですが、議事日程表のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

また、日程第 1 及び日程第 2 の町長からの提出案件については、議会運営委員会資料のとおりでございます。

次に、日程第 13 の一般質問には 1 名の通告がございました。通告内容は、議事日程表に添付の一般質問通告事項のとおりであります。

次に、日程第 14 の議員派遣について、日程第 15 の総務委員会、建設文教委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申し出書は、議事日程表に添付してございます。

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第 1 議案第 71 号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について及び日程第 2 議案第 72 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題に供します。

町長より上程案件に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」の声あり）

堀内町長。

町長 堀内達也

日程第 1 議案 71 号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、地方自治

法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には同法第 290 条の規定により議会の議決が必要であるため提案するものです。

日程第 2 議案第 72 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分につきましては、山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務の住民の交通災害共済事業を廃止することに伴う財産処分については、地方自治法第 289 条の規定により関係地方公共団体の協議が必要であり、この協議には、同法第 290 条の規定により議会の議決の必要があるため提案するものです。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

議長 藤江雅江

以上で、提案理由の説明が 終了いたしました。

これより、日程第 1 議案第 71 号及び日程第 2 議案第 72 号について、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

続いて、委員会付託についてお諮りいたします。日程第 1 議案第 71 号及び日程第 2 議案第 72 号については、会議規則第 39 条 第 1 項の規定により、議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、このように決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、日程第 1 議案第 71 号及び日程第 2 議案第 72 号については、議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、この後ただちに、議案審査のため総務委員会を開催いたしますので、本会議は暫時休憩といたします。

（休憩：午前 9 時 51 分）

（再開：午前 10 時 16 分）

定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

ただいま、総務委員会、及び 建設文教委員会より 付託議案に対する審査報告書が提出されましたので、タブレットに掲載いたしました。

日程第 1 議案第 71 号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてから日程第 10 議案第 68 号 令和 6 年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）までの 10 件を一括して議題に供します。

日程第 1 議案第 71 号から日程第 10 議案第 68 号までの 10 件について、総務委員長の報告を求めます。

（「議長」との声あり）

総務委員長 渡辺正芳君。

総務委員長 渡辺正芳

総務常任委員会に付託されました案件は、令和 6 年 12 月 13 日及び本日の委員会審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

詳細については、委員会報告書のとおりでありますので、概要のみ報告させていただきます。

1 案 件 名

承認第 5 号 専決処分事項の報告について（令和 6 年度西桂町一般会計補正予算（第 3 号））

議案第 62 号 西桂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 63 号 西桂町職員給与条例の一部改正について

議案第 64 号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について

議案第 65 号 令和 6 年度西桂町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 66 号 令和 6 年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 67 号 令和 6 年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 68 号 令和 6 年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 71 号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 72 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

2 審査結果

承認第 5 号の専決処分事項は、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました議案第 62 号及び 63 号の条例制定及び改正、議案第 71 号の規約改正、議案第 64 号及び 72 号の議決案件、議案第 65 号から 68 号までの補正予算については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会の審査報告といたします。

議長 藤江雅江

以上で、総務委員長の報告は終わりました。

ただ今の総務委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより 案件ごとに、討論・採決を行います。

まず、日程第 1 議案第 71 号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更についての討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第1 議案第71号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第72号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第2 議案第72号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第2 議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第3 承認第5号 専決処分事項の報告について（令和6年度西桂町一般会計補正予算（第3号））の討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第3 承認第5号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案承認であります。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第3 承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4 議案第62号 西桂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第4 議案第62号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第4 議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第63号 西桂町職員給与条例の一部改正についての討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより、日程第5 議案第63号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第5 議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第64号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定についての討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより、日程第6 議案第64号を採決いたします。本件に対する 総務委員長報告は、原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6 議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第65号 令和6年度西桂町一般会計補正予算(第4号)についての討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより、日程第7 議案第65号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7 議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8 議案第66号 令和6年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についての討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより、日程第 8 議案第 66 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 8 議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 67 号 令和 6 年度西桂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 9 議案第 67 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9 議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 68 号 令和 6 年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 10 議案第 68 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 10 議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 69 号 令和 6 年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）及び日程第 12 議案第 70 号 令和 6 年度西桂町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の 2 件を議題に供します。

日程第 11 議案第 69 号及び日程第 12 議案第 70 号について、建設文教委員長の報告を求めます。

（「議長」との声あり）

建設文教委員長 菅谷 順 君。

建設文教委員長 菅谷 順

建設文教常任委員会に付託されました案件は、令和 6 年 12 月 13 日の委員会審査の結果、

次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

詳細については、委員会報告書のとおりでありますので、概要のみ報告させていただきます。

1 案 件 名

議案第 69 号 令和 6 年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 70 号 令和 6 年度西桂町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

2 審査結果

付託された議案第 69 号及び議案第 70 号の補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、建設文教常任委員会の審査報告といたします。

議長 藤江雅江

以上で、建設文教委員長の報告は終わりました。ただ今の建設文教委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより、討論・採決を行います。

日程第 11 議案第 69 号 令和 6 年度西桂町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）についての討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 11 議案第 69 号を採決いたします。

本件に対する建設文教委員長報告は、原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 11 議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 70 号 令和 6 年度西桂町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についての討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、日程第 10 議案第 70 号を採決いたします。

本件に対する建設文教委員長報告は、原案可決であります。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 10 議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 一般質問を行います。

通告にしたがって発言を許可いたします。

最初に、6 番議員 渡辺正芳君、一般質問を許可いたします。

（「議長」との声あり）

6 番議員 渡辺正芳君。

議員 渡辺正芳

12 月定例会において一般質問の機会をあたえていただきました議長をはじめ関係各位に感謝申し上げ、質問に入らせていただきます。

堀内町長は初登庁の職員への訓示で、町民目線に立ち行政運営を行なう、職員には精一杯、仕事に打ち込んでほしい、最終的な責任は自分にとる、素晴らしい訓示だと思います。

私たち議会議員も、与野党などということは関係なく、町の発展ために全員が協力し合い議論は活発に行ない、町民のために頑張っていこうと話し合いをしました。

さて、堀内町長はこれからの行政運営をどのように行っていくのでしょうか。待ったなしに迫っている、高濃度 PCB の処理、旧庁舎の解体、そして堀内町長のビジョン

- ① 行政への住民参加
- ② 財政健全化の推進
- ③ 持続可能な政策の導入
- ④ 施設運営と財政負担の軽減
- ⑤ 移動支援の拡充
- ⑥ 子供支援と学童保育の充実
- ⑦ 防災、減災対策の強化

このような公約実現に向けて、優先順位はどれからなのか、また、財源確保はどのようにして行うのか、①から⑦の町長ビジョンの実現に向けた具体策はどのような施策なのかをご答弁をお願いします。

議長 藤江雅江

町長、答弁をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

堀内町長。

町長 堀内達也

6 番議員 渡辺正芳議員の質問にお答えいたします。

渡辺議員には、私の職員への訓示に対し、ご評価をいただき、誠にありがとうございます。「町民目線に立つ行政」とは、町民の皆様が求める課題に真摯に向き合い、共に解決に取り

組む姿勢を指します。議会の皆様とも連携し、活発な議論を通じて、町の発展に努めて参る所存でありますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今般の議員のご質問に対する答弁といたしまして、7つの柱を中心としたビジョンに沿ってお答えさせていただきますが、まず、各種政策の実現においては、緊急性や町全体への影響の大きさを考慮しつつ、複数の課題に並行して取り組む「マルチタスク」の姿勢で進めてまいります。

高濃度 PCB の処理や旧庁舎の解体など、法令順守や安全確保の観点から緊急性の高い課題を最優先事項とする一方で、住民参加型の施策や、既存資源を有効活用した持続可能な取り組みについても同時に推進する考えです。

それでは、所信表明と重複する部分もございますが、いただきましたご質問の①から⑦の各項目について私の考えと具体的な事業の一端を申し述べさせていただきます。

まず、1つ目の「行政への住民参加」についてです。

住民の意見を行政運営に反映するため、参加しやすい仕組みを検討し、実施してまいります。行政への住民参加を促すためには、行政の透明性を高め、住民が積極的に町政に参加できる仕組みを整えることが重要であり、特に財政に関する情報をわかりやすく公開し住民の意見を反映させることが必要と考えます。透明なガラス張り行政の実現に向けて、まずは町長室のドアを開放したところですが、これまでの「議会だより」での周知に加えて、町広報紙やインターネットを利用してホームページや SNS などの活用により、町民の皆様へ逐次様々な情報を公開していきたいと考えております。

2つ目に「財政健全化の推進」についてですが、持続可能な財政運営を実現するため、徹底した事業評価を実施し、優先度の低い事業を見直して効率的な予算配分を図ってまいります。公共施設の建設・運営には民間資本を積極的に活用して財政負担を抑えながら質の高いサービスを提供致します。

また、空き家対策や移住促進策を進め、人口増加による税収拡大と地域活性化を目指してまいります。ふるさと納税やクラウドファンディング制度の積極的活用により財源の確保を推進します。

また、IT 技術を活用して、行政業務の効率化を図り、財政分析には AI やデジタルツールを導入することで、予算編成や事業評価の精度を向上させます。これらの取り組みにより、限られた財源を最大限に活用し、将来を見据えた健全で柔軟な財政運営を進めてまいります。

3つ目の「持続可能な政策の導入」についてです。

地域経済の活性化と持続的な成長を目指し、他の自治体の成功事例を参考に、地域の特産品や新たな産業を軸にした包括的な取り組みを進めます。地元根付いた伝統的な織物の魅力を再発見し、広く PR することで、地域の歴史や文化を伝えるとともに、需要の拡大を図ります。

また、将来に向けた持続可能な行財政運営のため、行財政改革を進め、基金への積み立て

を行い、将来への備えとしての自主財源を確保してまいります。

4つ目の「施設運営と財源負担の軽減」につきましては、公共施設の適正管理につきましては、大規模改修や長寿命化のための時期を記載した「公共施設個別施設計画」を再度分析し、人口減少が進む中において、契約方法の見直しや民間委託・広域連携の可能性、更には統廃合を視野に入れた中で検討してまいります。

5つ目の「移動支援の拡充」につきましては、地域住民の移動の利便性を向上させるため、既存の移動支援サービスの内容を精査し、制度の見直しを行ってまいります。

また、近隣自治体との連携を強化し、地域間を結ぶ広域的な移動支援ネットワークの構築を目指し、通院や買い物などの生活圏を広げ住民の多様なニーズに応えるべく推進してまいりたいと思います。

また、サービスの質を向上させるため、定期的に利用者ニーズ調査を実施し、サービスの改善を図ってまいります。

続いて、6つ目の「子供支援と学童保育の充実」についてです。

私が公約として掲げております大きな柱の1つとして「子育て世帯を全力で応援する町」を掲げております。子育て支援策は人口減少対策にも効果があるものと考えておりますが、子育て現役世代の移住定住を促進するため、「新婚手当」「空き家の新改築補助金」「保育所の完全給食化」「長期休暇中の給食提供」「学童保育の充実」などの具体的な施策として立案・検討し、実現してまいりたいと考えております。

なお、「学校プールの修繕工事实施」に向けては、学校関係者等の動向を検討しながら協議する中で実施の可否について結論を出していく所存です。

次に、7つ目の「防災、減災対策の強化」についてであります。

選挙期間中に訴えてまいりました西桂町と河口湖畔を繋ぐ富士山噴火時の避難道路の建設に向けて推進してまいります。また、山梨県も交えて検討が進められております都留市・大月市との国道139号の代替ルート整備に関しましては、富士吉田市とも連携し、国道バイパスの早期実現化に向けて、前町政を引き継いで推進していきたいと考えております。

以上長くなりましたが、これらの取り組みは、町の現状や課題に向き合いながら、町民皆様の声を反映しながら町全体の発展と持続可能性を目指していくものであります。

それぞれの政策は独立しているようでありながら、相互に補完しあい町民が安心して暮らし、誇りを持てる地域づくりを支える重要な柱になります。

「住みたいまち、西桂に」を実現するため、多様な課題に柔軟に対応し、住民の創意工夫や地域の資源を最大限活用しながら、次世代へと繋がる活力ある町づくりを進めてまいります。

町民の皆様と共に歩みながら、これからの町の未来を築いていくことをお約束申し上げ、以上を持ちまして、私の答弁とさせていただきます。

議長 藤江雅江

渡辺議員、よろしいでしょうか。

（「議長」との声あり）

6 番議員 渡辺正芳君。

議員 渡辺正芳

ご答弁頂きありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

まず、高濃度 PCB の処理については、令和 7 年度中に行わなければならないと聞いておりますが、今定例会の補正予算には調査費の計上がされていないようです。期限内の処理は大丈夫なのでしょうか。早いうちに予算を計上する必要があるのではないのでしょうか。

次に財政健全化ですが、P, D, C, A, の徹底により、業務を改善することは必要だと思いますが、公共施設の建設・運営に民間資本を活用するということは、PFI を導入するということなのでしょうか。また、ふるさと納税やクラウドファンディングの積極的な活用は分かりますが、超目玉となる返礼品が少ない当町においては、大きく躍進するのは難しいと思います。

更に、他自治体のベストプラクティスを参考にして、町の魅力、需要を拡大していくと言われますが、当町に見合ったものでなければ、二番煎じになりかねません。

今から、来年の度当初予算時の作成を行うと思いますが、是非とも長期総合計画のもと関係各課においては、町長のビジョンを踏まえ骨太の骨格予算の編成をお願い致します。

特に、各種委託料、使用料及び修繕費、前には戻す事が出来ないであろう扶助費の改善は必要不可欠ではないのでしょうか。

最後に、12 月 8 日の新聞に掲載がありましたが、防災拠点施設の耐震化の見直しについて伺います。当町において、特に倉見、本町、上町の消防団詰所は耐震性がない建物です。区長、分団長が 1 年で代わる事からなかなか建て替えには至らないのが現状です。

地方財政措置の中で、消防団拠点施設が対象事業としてあります。地方債は充当率が 100% であり、交付税算入率 70% であることから、是非ともこれを有効活用して、町民の生命、身体、財産を守る活動拠点とし、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりのひとつとして提案したいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

是非、区長会、消防団、消防協力会などと連携しながら、町民参加の政策提案をしていきたいと思っております。

議長 藤江雅江

町長、答弁をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

堀内町長。

町長 堀内達也

6 番議員 渡辺正芳議員の再質問にお答えいたします。

まず、公共施設における高濃度 PCB の処理関係についてですが、議員ご指摘のとおり処理期限がある中において早期の対応が必要であることは認識しております。

公共施設の PCB 調査においては、昭和 52 年 3 月以降に建設や改修が行われた建物には使用

されていないとのことですので、今回の調査対象施設は、小学校南館・産業会館・三ツ峠グリーンセンター旧ソバの芽棟、町民グラウンド夜間照明であると考えております。

なお、PCB含有機器の調査は、高圧コンデンサや蛍光灯等の照明器具類の安定器等がありますが、調査委託においては、施設内の全数調査は行わずに、あらかじめ対象機器について、含有の可能性の有無、設置場所、品数、など調査対象の洗い出し作業を行わなければならない、それを元に調査委託を行っていく考えであり、現在これらの洗い出し作業を行っているところであります。

これらの行程を元に新年度当初予算に調査費を計上していく考えで進めております。議員が懸念されております期限内には適正な処理を進めてまいる所存であります。

次に財政の健全化のための取り組みとして掲げる公共施設の建設・運営に民間資本を活用する取り組みについてのご質問ですが、当面の間、公共施設の新設については想定しておりませんが、当然PPPやPFI・指定管理者委託、民間貸出などの様々な手法を精査・検討していくことも視野に入れて進めてまいります。

ふるさと納税やクラウドファンディング制度の活用につきましては、幸いに、近隣市において全国でも10本の指に入るふるさと納税における寄付額を伸ばしている市があります。その市においても特段目玉となる地元特産品があるわけではありませんが、ここまで大きく寄付額を伸ばしてきた、特にそのノウハウやプロセスを参考にして町や特産品等の魅力発信に繋げていければと考えております。

来年度の当初予算編成につきましては、私の公約の最重要課題としております「財政健全化」を目指して、先日実施しました職員向けの予算編成会議において、令和7年度当初予算編成に向けて、私からの編成方針を示したところであります。

来年度には第6次総合計画の中間年を迎え、基本計画の見直しが行われます。増大した委託料、負担金、扶助費等の大幅な削減については、その必要性から困難であることが予想されますが、基本計画の見直しにあたり、持続可能な財政運営を実施するため、より堅実で現実的なものとなるよう策定してまいります。

次に、地区の消防団詰め所についてです。

消防防災施設・設備の整備のための財政措置については各種補助金、地方債があり、ご指摘いただいたものは緊急防災・減災事業債を指しているものと考えられます。こちらは令和7年度までの時限措置とされているため、本地方債を活用するためには早急な対応が必要であります。

災害が頻発化、激甚化している中で、本来であれば早急に進めていく必要があることは承知の上ですが、一方で課題も散見されます。

まず、消防施設においては町が所有する土地、建物に限られることです。現在の詰所は全地区において建物の所有者は不明となっており、新設が必要になります。新設にあたり土地の候補選定、場合によっては新たに土地の購入が必要になります。

次に、事業債を活用したとしても30%程度は町の負担となるため、一定の建設費がかかり

ます。

最後に、最も懸念する点として人口減少により、消防団員数が減少していくことが見込まれることです。

本事業債のモデル的条件においては、施設に男女別の更衣室、トイレやシャワー室の設置等が挙げられておりますが、組織があつてこそ、施設が必要であり、そのために建設していくのが妥当であると考えます。したがって、まずは、消防団の現状に合わせた組織の再編を含む改革から優先的に着手すべきと考えており、消防団の拠点の新設については慎重に検討していくべきものと考えます。

なお、最後になりますが、本地方債を活用することは、地方自治体において極めて重要な財源となることから、課題が解決され、拠点の新設が決定したときに活用出来るよう、令和7年度までの時限措置を撤廃し、令和8年度以降も継続するとともに、恒久的な制度となるよう国に要望していきたいと考えております。

以上をもちまして、私の答弁といたします。

議長 藤江雅江

渡辺議員、よろしいでしょうか。

（「議長」との声あり）

6番議員 渡辺正芳君。

議員 渡辺正芳

再答弁ありがとうございました。

まちづくりはやはりひとづくりではないでしょうか。我が家の菩提寺一乗寺の本山臨済宗妙心寺派の教えに「お陰様」と言うものがあります。人は一人では生きていない、人のお陰があつてこそ生かされているということです。人を思いやるコミュニケーションで、より良い西桂町にしていきたいと思います。

答弁は結構です。ありがとうございました。

議長 藤江雅江

よろしいようですので、渡辺議員の一般質問を終了いたします。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

次に、日程第12 議員派遣について、議題に供します。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条第1項の規定により、お手元に配付しております議員派遣の件とおおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、配付資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま、議決しました議員派遣について、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任をお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任することに決定いたしました。

次に、日程第 13 閉会中の委員会継続調査の申し出について議題に供します。

総務委員長、建設文教委員長、議会運営委員長及び議会広報編集委員長から、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査申し出書が、提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、総務委員長、建設文教委員長、議会運営委員長及び議会広報編集委員長からの申し出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

なお、地方自治法第 129 条第 1 項の規定により、本日開催の本会議での議員各位の発言の中に、法または会議規則に違反する内容があった場合には、配布用の会議録には記載しないことをあらかじめ皆様に申し上げておきます。

以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

令和 6 年 12 月定例議会の閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は、私達、町議会議員選出のため行なわれた一般選挙後初の議会であり、議会が審議機関として機能するために必要な人事案件を決定する大切な会議でありました。

幸いにして皆様のご理解をいただき、スムーズに各役職の人事も決定され、はからずも私は議長という大役を皆様よりご推挙いただき務めることとなりました。議長就任後、初の議案審議といたしまして、町長より 12 の案件が提出されましたが、皆様方のご理解をいただき、無事審議を終了することができましたことを心から感謝申し上げます。

また、堀内町長をはじめ執行機関の各位におかれましても、定例会前に開催された議員研修会へのご協力、定例会の間、常に真摯な態度を持って審議にご協力をいただき、そのご労苦に対し厚く御礼を申し上げます。

終りに、来年は 3 月定例会が開催されます。皆様方には健康に十二分にご留意をいただきまして、3 月定例会にも全員のご出席をお願い申し上げます。また、皆様方には議員としての使命を十二分に認識されまして、これからの町政進展のため、また、福祉向上のために、なお一層のご活躍を心からお願い申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもご苦労様でした。

以上をもちまして私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

次に、町長よりお礼のごあいさつがございます。

（「議長」との声あり）

堀内町長。

町長 堀内達也

令和6年12月定例議会の閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日閉会いたしました本会議並びに委員会において、慎重審議をしていただき、誠にありがとうございます。

一般質問をいただきました渡辺正芳議員におかれましては、各般にわたるご意見・ご提案、誠にありがとうございました。今後の事業執行にあたりましては、十分留意して取り組んでまいります。

この度の議会は、私にとって就任後初めての議会となり大変意義深いものでした。

まず、議員の皆様、そして町民の皆様の温かいご支援とご協力に、心より感謝申し上げます。皆様のおかげで、初めての議会を無事に終えることができました。討議の中でいただいた貴重なご意見や提案を、今後の政策にしっかりと反映させていただきたいと考えております。

本年も残り10日余りとなり、何かとご多忙のことと存じますが、どうか健康にご留意され、穏やかな年末年始をお過ごしください。来る年もまた、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げますして、令和6年12月定例会閉会にあたりましての御礼の挨拶といたします。

議長 藤江雅江

これにて本日の会議を閉じ、西桂町議会令和6年12月定例会を、閉会いたします。ご苦勞様でした。

(互 礼)

(午前11時01分)

会議の経過を記載してその相違ない事を証するためここに署名する。

議会議長 藤 江 雅 江

署名議員 渡 辺 佳 菜

署名議員 奥 脇 友 賢